

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第2部門第7区分
 【発行日】平成18年8月10日(2006.8.10)

【公表番号】特表2002-531352(P2002-531352A)
 【公表日】平成14年9月24日(2002.9.24)
 【出願番号】特願2000-585160(P2000-585160)
 【国際特許分類】

B 6 6 B 13/30 (2006.01)

【F I】

B 6 6 B 13/30 H

【手続補正書】
 【提出日】平成18年6月20日(2006.6.20)
 【手続補正1】
 【補正対象書類名】明細書
 【補正対象項目名】特許請求の範囲
 【補正方法】変更
 【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】 - 階扉開口の下縁に固定された扉敷居と、
 - 頭上支持体および該頭上支持体に可動的に装着された少なくとも1枚の扉パネルと、
 - 前記扉開口のいずれかの側で前記扉敷居に固定された複数の垂直枠体とを含み、前記頭上支持体は前記垂直枠体に取り付けられ、前記垂直枠体は、水平面内において堅固で垂直方向において柔軟性のある接続部によって上部が緊締されていることを特徴とするエレベータ階扉構体。

【請求項2】 請求項1に記載の扉構体において、前記垂直枠体には、長孔およびびが設けられていることを特徴とする扉構体。

【請求項3】 請求項2に記載の扉構体において、該構体は、第1の垂直枠体およびその上方の第2の垂直枠体および扉敷居を互いにロックする緊締要素およびを含むことを特徴とする扉構体。

【請求項4】 請求項1ないし3に記載の扉構体において、緊締要素として使用するロックピンが長孔内を第1の垂直枠体において下方に動くことができることを特徴とする扉構体。

【請求項5】 請求項1ないし4に記載の扉構体において、前記垂直枠体は、下方扉敷居から上方扉敷居に伸び、これらに固定されていることを特徴とする扉構体。

【請求項6】 請求項1ないし5に記載の扉構体において、前記垂直枠体の上部は、垂直方向において柔軟性のある接続部によって上の階の扉敷居に取り付けられていることを特徴とする扉構体。

【請求項7】 請求項1に記載の扉構体において、前記垂直枠体は、該扉構体に対する動きを許容しない方法で下の階の扉敷居に固定されていることを特徴とする扉構体。

【請求項8】 請求項1に記載の扉構体において、前記垂直枠体の上部は、上の階の扉敷居およびその上方の垂直枠体の両方に同じ緊締要素で取り付けられていることを特徴とする扉構体。

【請求項9】 請求項1に記載の扉構体において、前記垂直枠体には、長孔がロックピンの周囲の領域に設けられていることを特徴とする扉構体。

【請求項10】 請求項1に記載の扉構体において、前記垂直枠体の上部は、上の階の扉敷居に固定された垂直枠体に取り付けられていることを特徴とする扉構体。

【請求項11】 請求項10に記載の扉構体において、前記垂直枠体は、前記頭上

支持体の取付け点の上方に伸びる上方延長部を含むことを特徴とする扉構体。

【請求項12】 請求項10ないし11に記載の扉構体において、前記上の階の扉敷居に固定された垂直枠体は、該扉敷居の取付け点の下方に伸びる下方延長部を含み、下方垂直枠体が該延長部に緊締されていることを特徴とする扉構体。

【請求項13】 請求項10ないし12に記載の扉構体において、前記垂直枠体は、上部がエレベータ昇降路の壁に直接、緊締されていることを特徴とする扉構体。

【請求項14】 請求項10ないし13に記載の扉構体において、前記垂直枠体の上部は、上の階の扉開口の下縁に装着された扉敷居に緊締されていることを特徴とする扉構体。

【請求項15】 請求項10ないし14のいずれかに記載の扉構体において、前記垂直枠体は、前記扉敷居の端部に固定されていることを特徴とする扉構体。

【請求項16】 請求項10ないし15のいずれかに記載の扉構体において、前記頭上支持体は、端部が2つの垂直枠体の間に固定されていることを特徴とする扉構体。